

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成25年12月11日(水) 13:03～15:38

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

岡 史朗 委員長
和田 恵治 副委員長
松尾 勇臣 委員
神田加津代 委員
森川 喜之 委員
今井 光子 委員
中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 12月定例県議会提出議案について

(付託議案)

議第 92号 平成25年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(経済労働委員会所管分)

議第 98号 奈良県産業会館条例の一部を改正する条例

議第101号 農業大学校6次産業化研修拠点整備事業にかかる請負契約の締結
について

議第107号 権利の放棄について

報第 29号 財団法人奈良県農業振興公社の経営状況の報告について

(2) その他

<会議の経過>

○岡委員長 それでは、ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

また、その後の申し出についても、さきの方を含め20名を限度に許可することにした
と思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、認めることといたします。

では、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりでありますので、よろ
しく願います。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告については正副委員長会議の申
し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、
あらかじめよろしく願います。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明をお願いいた
します。

○中産業・雇用振興部長 それでは、平成25年12月定例県議会に産業・雇用振興部と
して提出いたしております議案につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」3ページ、平成25年度奈良県一般
会計補正予算案(第4号)の3、雇用対策の推進、新規事業、退職者能力再活用事業につ
いてでございます。本県には就労意欲のある退職者が多く居住しており、また、中小企業
等はさらなる発展のため、退職者が有する高い知識、技能を必要としております。本事業
は、県内に居住している退職者が県内企業の指導を行う雇用モデルの実施等を民間委託し、
退職者のニーズと中小企業等のニーズをマッチングすることで退職者の雇用促進を図るも
のでございます。平成25年度で212万4,000円、債務負担行為により平成26年
度1,944万9,000円、合計2,157万3,000円の補正をお願いするもので
ございます。

なお、事業に係る債務負担行為の追加につきましては、7ページに記載をいたしております。

続きまして、「平成25年度一般会計補正予算案その他」34ページ、議第98号、奈
良県産業会館条例の一部を改正する条例でございます。本件は、奈良県産業会館に奈良労
働局大和高田ハローワークの地域就職支援センターが設置されることに伴いまして、会議

室の一部を廃止するため、所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、45ページ、議第107号、権利の放棄についてでございます。本件は、中小企業高度化資金貸付金、中小企業近代化資金貸付金及び小売商業高度化資金貸付金の3つの貸付金につきまして、県が有する債権を放棄しようというものでございます。このうち、中小企業高度化資金貸付金は、中小企業者の連携、共同化及び集積を促進するために、県と中小企業事業団、これは現在は独立行政法人中小企業基盤整備機構となっておりますが、協調して融資を実行したもので、今回放棄しようとする債権は合計11件、金額は約20億5,900万円であり、うち2件はヤマトハイミール食品協業組合に係るもので、金額は約19億3,000万円となっております。

次に、中小企業近代化資金貸付金は、中小企業者の設備の近代化を支援するために、国の補助を受けて県が貸し付けを行ったもので、今回放棄しようとする債権は合計15件、金額で約2,800万円でございます。

次に、小売商業高度化資金貸付金は、県内の小売商業の振興を図るため、県が単独で貸し付けを行ったもので、今回放棄しようとする債権は合計4件、金額で約890万円でございます。

これらの債権につきましては、昭和40年代から平成の初頭にかけて貸し付けを行った後、経済情勢の変化などにより債務者等が倒産したり無資力状態になるなどしたため、返済が困難な状況となりました。県といたしましても、担保物件の競売といった法的措置をとったり、金融機関の債権回収業務経験者を未収金対策に専従させるなど、債権回収に努めてきたところでございますが、これ以上回収を継続しても、法的手続費用、人件費などの経費が回収見込み額を大幅に上回る状況となりました。また、平成24年3月の包括外部監査で債権放棄の検討を促す意見をいただいたこともあり、債務者の資産や収入等の調査結果を再度精査した上で、今般回収不能と判断した案件について、やむを得ず債権を放棄するものでございます。

本件の概要及び権利を放棄しようとする理由は以上でございますので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決をお願いする次第でございます。

以上で産業・雇用振興部の12月定例県議会提出予定議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 続きまして、農林部に係る12月定例県議会提出議案についてご説明を申し上げます。

まず、農林部所管の補正予算について、「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」2ページ、事業概要1、台風18号等による災害への対応の、農地及び農業用施設災害復旧事業では、本年9月の台風18号等により被災した五條市、山添村など、18市町村の農地及び農道や農業用水路などの農業用施設の復旧に対する補助として2億7,000万円の補正をお願いしております。

林道災害復旧事業では、台風18号により被災した林道の復旧に対する補助として1億5,700万円の補正をお願いしております。林道整備事業では、台風等により被災した林道の補修及び橋りょうなどの点検診断等に対し補助をするため、929万1,000円の補正をお願いしております。林地荒廃防止施設災害復旧事業では、本年6月の豪雨により被災した林地荒廃防止施設の復旧を実施するため、2,700万円の補正をお願いしております。

県単独治山事業におきましては、台風18号により被災した林地について国庫補助事業の採択に必要な調査を実施するため、195万円の補正をお願いしております。

3ページの4、農林業の振興の（仮称）まるごと味わう奈良の展開事業では、大和野菜が豊富に出そろう冬期に奈良県の農産物を広くPRする食のイベントを開催をするため、51万9,000円の補正をお願いしております。

木質バイオマス利用設備整備事業では、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用に向けたペレットストーブの導入に対し補助するため、96万9,000円の補正をお願いしております。次の地域材利用開発事業では、地域材を利用した新製品等の普及及び生産性向上のための試験研究等に対し補助をするため、1,040万円の補正をお願いしております。

5ページ、組織力の向上と財政の健全化の県有施設長寿命化等整備事業では、継続利用する施設について、施設の長寿命化や利用者のアメニティー向上のための整備等を実施しているところでございます。継続利用をする県森林技術センターの空調設備を更新するため、平成25年度予算の補正はございませんが、8ページに記載のとおり、平成26年度において164万2,000円の債務負担行為をお願いしております。

7ページ、繰越明許費補正の農業総合センター移転整備事業ですが、現校舎の解体に当たり、周辺民家への影響を最小限にとどめるため工法の検討に不測の日数を要したことから、9,600万円余の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為補正の追加分として、先ほど説明をさせていただきました

(仮称) まるごと味わう奈良の展開事業の実施期間が平成27年2月までを予定しているため、平成26年度において901万円の債務負担行為をお願いしております。

8ページ、森林技術センター施設長寿命化事業に係る契約ですが、先ほど説明させていただきました県森林技術センターの空調設備更新のため、平成26年度において164万2,000円の債務負担行為をお願いしております。

9ページ、債務負担行為の変更でございます。消費税法の改正に伴い、債務契約により実施しております、奈良東部広域農道整備事業の建設工事に係る平成26年度債務負担行為限度額の変更をお願いするものでございます。変更前の債務負担行為限度額は3億8,400万円、変更後の限度額は3億9,770万円、差し引き1,370万円の増額でございます。

続きまして、農業大学校6次産業化研修拠点整備事業に係る請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

「平成25年度一般会計補正予算案その他」39ページ、議第101号、農業大学校6次産業化研修拠点整備事業にかかる請負契約の締結についてでございます。奈良県農業大学校に6次産業化の担い手となる農業、農作物に関する農の知識を持った、農に強い食の担い手を育成するための研修拠点施設の整備を行うものでございます。6月定例県議会におきましてご承認をいただきました補正予算及び債務負担行為によるもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議決を求めるものでございます。工事場所は桜井市高家、工事期間は平成27年11月30日までとなっております。事業費は11億3,970万円。設計及び工事施工を一体として発注をいたします。契約の相手方は浅沼・中和・中尾・榊谷特定建設工事共同企業体でございます。

次に、61ページの報第29号に係る財団法人奈良県農業振興公社の経営状況の報告でございますが、別冊の「平成24年度業務報告書」資料の1枚目、平成24年度決算の修正概要についてでございます。

まず、正味財産増減計算書について、農業振興支援事業助成金収入5億9,858万6,000円及び農業振興支援事業費支出5億9,858万6,000円の計上が漏れておりました。次に、収支計算書について、農業振興支援助成金収入5億9,858万6,000円が計上されず、特定資産取り崩し収入のうち、本来計上すべきではない農業振興支援事業助成金8億9,789万3,615円が計上されておりました。

これらの修正により変更した箇所は以下に記載のとおりでございます。この修正により影響が出てまいります平成25年度収支予算もあわせて、臨時理事会を開催し補正をいたしております。その上で本委員会への報告をさせていただいているものでございます。

なお、発生をいたしました理由につきましては、仕訳科目の変更に伴い、県農業振興公社の会計担当職員の思い込みと確認不足による計上誤り、及び管理職等による確認体制が不十分であったと考えております。今後はこういうことのないように、公認会計士を県農業振興公社の監事に起用し会計処理の指導を受けるとともに、資金収支、仕訳を入力すると損益取引上の仕訳処理を自動作成できる会計処理システム、要は片方の計上漏れがないようにするという意味でございますが、そういうシステムを導入することで計上誤りを防止し、公益法人会計基準に基づき、厳正に処理を進める旨の報告が県農業振興公社よりあったところでございます。県といたしましても、今後適正に事務が執行されるよう、厳重に指導をしまいる所存でございます。まことに申しわけございませんが、そういうことで修正をさせていただくことになりました。

以上で農林部の提出議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○岡委員長 ただいまの付託議案の説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承お願いいたします。

○中村委員 それでは、2点につきましてご質問を申し上げます。

まず1点は、長年県議会で話題沸騰しているヤマトハイミール食品協業組合の件でございます。やっとヤマトハイミール食品協業組合の債権放棄がこの議会に出てきたということです。中小企業高度化資金が11件、中小企業近代化資金が15件、小売商業高度化資金が4件、計30件の約20億円に上る債権放棄が本議会に出されたわけです。

長年思っていることですが、県の政策的な融資であっても、債務者の経営努力にもかかわらず焦げつくということは、ゆゆしき問題ではないかと思うのです。このような場合、民間にあっては、できるだけ早く不良債権を回収することは当たり前です。奈良県でも大型倒産がいろいろ現出しておりましたけれども、きっちりと債権、債務の処理をする、これは金融制度を守るためにも、民主社会においては当たり前のことだと思うのです。

そこで、今申し上げた30件の債権放棄について、延滞になってから今議会に出てくるまでの期間が、常識から考えて、余りにも長い。一番はじめのものですと昭和38年ぐらい、調定をした分からいきますと昭和45年当時から来ているものを債権放棄しているわ

けです。これは国民の税金です、国が払ってくれる分もあれば県が払わないといけない分もあると。だから、いかに政策的であっても、なぜこれぐらい長期間にわたって放置して、今やっここに議案として20億円強の債権放棄が出てきたのか。このことについて、各30件も含めて県はどのような指導なりをやってきたのか、これがまず第1の質問です。

次に、債権放棄をすることによって、県が当時の中小企業事業団、現在の中小企業基盤整備機構から借りている分については償還免除を受けられると、これは国がやる。これも国民の税金です。しかし県の資金は返還されない。国が肩がわりするとかいっても、県に返還されないことに変わりないわけです。だから、今回のヤマトハイミール食品協業組合等の債権放棄を大きな教訓として、県は融資に対してどのような姿勢で、どのような考え方で融資基準なりを含めて今まで融資をしてきたことについて今回この県議会で議決をするに当たり、しっかりと検証しないことには、これからの県の融資に対しても不信感が増長するのではないかということでお聞きをします。

第3点は県の貸付金について。県の貸付金の中には債権放棄には至らないけれども約束どおりに返還がされていない、延滞債権、現在60件、15億9,400万円ほどであると聞いています。これも、また今回のように20億円以上の債権放棄をするときが来るのかどうかも含めて、このヤマトハイミール食品協業組合の件を他山の石とせず、今申し上げました15億9,400万円あるという延滞債権60件の回収見通しはどうなっているのか。これらの延滞債権の債務者に対して県はこれから、現在も含めてどのように指導して、債権回収のための何か新しいやり方、スキームを決めてやっているのかどうか、このことについて3点まずお聞きをします。

農林部です。桜井市の農業大学校6次産業化研修拠点施設のことです。これは、知事の英断で橿原市から桜井市に農業総合センターを移設して、新たな県の農業の中核施設としてさまざまな政策を遂行していただくことに、非常に喜んでおります。地元としても大いに協力をして、中南和地域の発展、農業の中核的な施設として今後、発展させていきたいとの思いで質問をするわけです。

そこで、今回の施設整備について知事が議会でも答弁をされているのですが、1つは、食と農を含めて平成25年11月に、知事は農林部長を団長として海外使節団を結成して、俗に言うアメリカのCIAという料理学校へ視察をされたわけです。これは非常にありがたいことで、これには桜井市職員も参加をさせていただいている。それで、CIAを見本として、桜井市高家で行う6次産業化研修拠点施設の内容をどうするのかと。

現在さまざまに考えておられると思いますけれども、これはあくまでも農業ですけれども、ここで料理をして、そして宿泊もし、そしてレストランもつくり、この地区は眺望も非常によく、もう奈良県でも有数の眺望がいいところですので、場所的にも、将来的にここは、奈良県の観光も含めて中核的な地区になると思うのです。まずこのC I Aを視察した結果、どのようなことをお考えになっているのかが第1点です。

次に、全国から多くの人がお越しになって、食事を楽しみにということも含めて、県の現在の構想はどうなっているのかということです。

次に、この地区の周辺整備の問題です、道路が非常に狭隘で、往復すらできないところですよ。水道施設も、一部上にありますけれども、今のままでは、200メートル上から引っ張ってくるだけで、水道施設も全然です。道路と水道、これらも含めて周辺整備をどうするのか。このことについて、特に県道桜井明日香吉野線からの進入道路が非常に困難をきわめておる、そういうことでお聞きをしておきます。

第3点目は、桜井市阿部地区はまず大根の有数な生産地の山田があり、それと、圃場整備が非常に進んでいる地区です。なおかつ遊休農地もかなり散在をしている地区でもあるわけです。ここで日ごろから言われておる地産地消、奈良県では今売り出し中の大和野菜など、また、きょうのこれとは関係ありませんが漢方の栽培も含めて、地元の農家等々が敷地内で農作物の直売なり、あるいはまた桜井市や橿原市周辺の商工会が扱っておる物件などを、多くの人を訪れるであろうところ、直売するコーナーなりスペースを設けるべきだと思うのですけれども、そのことについてどう考えておられるのか、こういうことをまずお聞きしたいです。

次に、7万ヘクタールある県農業大学校を取り壊して、どのように有効利用するかも非常に大事なことです。だから、県農業大学校のことについて、きょうは黙っておこうと思ったのですけれども、今発表になった11億円強のプロポーザルでの入札、1回目の入札の1ジョイントベンチャーしか応募をしなかったわけで、不落に終わったわけです。それで、かなり時間がたって2回目の応札をやって、これも1ジョイントベンチャーで、1回目の業者にやっと落札になったわけです。そうすると、平成28年4月オープンと聞いているが、地質調査は終わっていると思うのですけれども、アベノミクスや東京オリンピックも控えて公共事業がどんどんふえてきているわけです。そういう中で果たして工期内に完成してオープンができるのかどうか、ここら辺のことについて力強いご回答をお願いしたいと思います。

それと、道路の問題ですけれども、県農業大学校のところには桜井市南橋本という地区があって、ここは新興住宅地です。道路が1本です。そうすると、工事用車両の扱いについてですが、この前から県も非常に努力をされて、県農業大学校の裏、西側から入る構想もあって、仮設用道路の建設も考えていただいているわけですけれども、この騒音対策、地元の人が反対しておりますので、騒音対策を含めた県農業大学校西側の仮設道路の建設はどうなっているのか、お聞きをしたい。

それと、その決着とともに工事の期間が2年以上かかりますので、現況の道路ではやはり心もとない、騒音についても地元の皆さんも非常にお困りだと思うのです。そこに対してまた並行して工事用道路をお考えになっているのかどうか、お聞きしたい。

もう一つは、桜井市は日本に冠たる材木のまちで、最近県も、県庁正面に、木質化ということで木材を利用していただき喜んでいるわけです。ここの中で一番の目玉である県農業大学校の交流棟、3つの研究棟などがあるわけですけれども、この交流棟などは木質化をするとお聞きをしているわけですけれども、木質化といっても建物の1割をするのか2割をするのか、どのような木質化を考えているのか、今現在わかるところでお願いをいたしたいと思います。以上です。

○大月地域産業課長 債権放棄に関して3件の質問をいただいたと思います。

まず1問目が債権放棄について、債権が延滞になってから債権放棄に至るまでの期間が長過ぎると、県は債務者に対してどのような指導、対応をしてきたのかということだと思います。

ヤマトハイミール食品協業組合に関する貸し付けと、それ以外の貸し付けに分けてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、ヤマトハイミール食品協業組合に対する貸し付けですけれども、ヤマトハイミール食品協業組合が導入いたしました中小企業高度化資金貸付金は、県と中小企業基盤整備機構、当時の中小企業事業団ですが、2者が協調して融資する、償還期間が20年という長期低利の政策的な設備資金であります。

ヤマトハイミール食品協業組合の今までの経緯につきましては、これまでの議会においても説明をさせてきたところですが、簡単にご説明させていただきますと、このヤマトハイミール食品協業組合には、平成元年、平成2年に化製業者の共同化、悪臭公害の解消を目的に貸し付けを行い、据置期間を経まして、平成5年に第1回目の償還をするという契約になっておりましたが、その間にバブル経済が崩壊いたしまして、ヤマトハイミ

ール食品協業組合が見込んでおりました動物油脂あるいは肉骨粉等の売り上げが大きく減少いたしまして、当初の事業計画どおりの償還財源が全く確保できない経営状況となって、県と中小企業事業団は協議をして条件変更を行ってきたということです。以後、バブル経済崩壊による景気後退は続きまして、県はその後、毎年ヤマトハイミール食品協業組合の運営診断を行いながら、その結果に基づいて協議した上で平成12年度まで条件変更を行ってきました。

それから、平成13年度になってBSE問題などが発生して、事業団はヤマトハイミール食品協業組合の業績好転はもう見られないと判断されて、条件変更はもう認められないということになって平成13年度から延滞債権となってしまいました。しかし、県といたしましては平成13年度以降も、ヤマトハイミール食品協業組合の操業を停止させることは悪臭公害の防止とか、県内の食肉流通の円滑化を維持できないことから、ヤマトハイミール食品協業組合に対して強制執行はせずに償還猶予を行ってきたと。

その後、償還猶予により破綻を避けながら償還能力の回復を図ってきましたけれども、やはり需要の減少、物価下落というデフレ状態が続きまして、同組合の経営状況は好転しないまま、平成19年7月に2回目の不渡りを出して実質倒産をしたという状況になっております。それ以後は、県はまず倒産を受けて、平成19年7月に繰り上げ償還命令を出して、平成19年9月に抵当金を実行して工場、敷地、建物、設備の競売を申し立て、連帯保証人の自宅の土地建物の強制執行もいたしました。そういう形で債権の回収に努めてきたところでございます。

その間に提起をされましたヤマトハイミール食品協業組合に関連する住民訴訟が平成23年6月に全てを終了したこともありまして、その時点で貸付額20億円に対して回収額が6,800万円にしかならなかったこともありまして、県としてこれ以上の回収ができるかどうかを、債権回収の専門機関である民間のサービサーに依頼をいたしまして、連帯保証人の資産調査をやってまいりました。サービサーの資産調査の結果、請求可能な連帯保証人3人については見るべき資産や収入はないという報告がございまして、県としてその調査結果を踏まえて、連帯保証人に県としても所得証明とか残高証明の提出を求めまして、その詳細について精査した結果、本年9月に連帯保証人はもう無資力状態であることを確認をいたしまして回収不能という判断をして、ヤマトハイミール食品協業組合については債権放棄をさせていただきたいという結論になりました。

ヤマトハイミール食品協業組合以外の債権についても、中小企業高度化資金9件で1億

2, 689万円、中小企業近代化資金15件、2,772万円、小売商業高度化資金4件で889万円の債権放棄をお願いしておるところでございます。中小企業近代化資金制度は中小企業者の機械設備、小売商業高度化資金は中小企業の店舗の改装資金などを対象とした、それぞれ小規模企業のための資金でございます、それぞれ制度としては平成11年度、平成21年度でもう終了しております。今、延滞債権だけが残っている状況になっています。これらの債権は、大半が古くは昭和40年代から平成の初頭にかけて貸し付けられましたものでございますけれども、いずれも貸し付け後の経営不振により倒産をいたしております。

県は約定に基づき連帯保証人に弁済を求めてきましたけれども、連帯保証人の死亡、破産、時効期間の経過により回収が不能となったものでございます。県は、これまでも倒産いたしました貸し付け先については当然のことながら回収に努め、大半は連帯保証人に責任を果たしていただいて弁済をいただいております。ただ今回、債権放棄の審議をお願いしております案件は、連帯保証人に資力がなく回収の難しいところが後回しにされてきて、最後にもう無資力状態のところが残った案件についてお願いしているものでございます。県は平成23年度以降、金融機関の債権回収業務の経験者を雇用いたしまして、訪問、督促等の未収金対策に専従させております。そして債権回収に努めていきまして、債務者の状況把握が進み、債務者の資産や収入を再度精査いたしまして、今回、回収不能と判断した案件についてお願いをしているというところでございます。

それと、2問目は、今回の債権放棄を……。

○中村委員 指導だけでいい、どんな指導をしているのか。

○大月地域産業課長 3問目の指導についてですか。

今後の回収見通し、それと延滞債権の債務者に対しては今後どういう指導、対応を行っていくのかということです。

まず、中小企業近代化資金、小売商業高度化資金に係る延滞債権は、多くの貸付先がもう既に倒産をしております。一部は連帯保証人が少額の返済を継続していただいたものもありますし、これらの連帯保証人については資産状況をこれからも把握して行って、繰り返し訪問して督促を行って返済金額の増額をお願いしていくこととなります。また、一部の連帯保証人は、もう連帯保証人自体の返済が滞っているところもございまして、こういうところについては資産状況を再度精査して、これからも返済していける資力があるかどうかを今、嘱託職員によって確認をしているところです。

高度化資金の延滞先につきましては、今、事業は継続しているところばかりです。約定どおりの返済はできていませんけれども、このままでしたら完済までには相当の期間を要することになります。こういった状況も踏まえて、県としても今、債権保全の観点から、貸し付け先の組合や連帯保証人の協力も得まして資産や収入の調査、これは毎年行っておりまして、事業継続に困難が生じた場合には迅速に強制執行がとれるような準備も行ってあります。しかし、延滞している貸付先は、約定どおりの返済はできていませんけれども、厳しい経営環境の中で何とか返済しようという努力をいただいているところでして、県としては、中小企業を守り振興していくという県の立場からも貸し付け先の事業再生を第一に考えて、引き続き経営状況をモニタリングしながら経営改善を促して、返済額の増額を働きかけていきたいと考えております。以上です。

○福谷農林部長 中村委員から、6次産業化拠点施設及び県農業大学校の件で数点ご質問をいただきました。

まず、委員お述べのように、先月、私を団長といたしまして、県の職員、それからアドバイザーの方、また桜井市職員、11名によりまして、アメリカのCIA、ザ・カリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカということでCIAというのですけれども、そちらに訪問をさせていただきました。その目的は、現在我々が考えておりますフードクリエーティブ学科、桜井市阿部の地で考えておりますその学科の運営やカリキュラム策定の検討の参考とするため、CIA自身が外食業界のハーバード大学と称されているらしいのですけれども、そちらで、運営法について、どういう形でやっておられるのかという調査を行いたいと思って行ってきました。

CIA自身はシェフの養成だけではなく、もともとは1946年に設立されて、退役軍人のコック養成学校としてスタートされたらしいです。ところが、そういう方を指導するというシェフを1970年代くらいから養成しているということで、今現在はマネジメント能力であるとかホスピタリティーを身につけた食産業界をリードする人材を育成しているということで、全学生数が3,000人と、到底我々が考えている規模よりは大きいのですけれども、1人の教授に対して学生が15人ついているということで、現時点で我々は20人ぐらいと思っておりますので、そういった意味では非常に、一部分ですけれども似通った部分があるかと。

それと、行って初めて教えていただいたのですが、新しい世界的なニーズに対応してということで、ファーム・ツー・テーブル、農と食の連携を掲げておられるみたいです。特

にカリフォルニア校があるのですが、そこを中心に、キャンパスに隣接する農園で農作業の実習を行って、その食材を利用した学内レストランを開設していると。その取り組み自身が、まさしく我々が計画している研修拠点施設の考え方と一致しているのではないかと思います。そういった意味での我々の方向性は間違っていないと自信を得たところでございます。

その他にも、実習教室であるとか、学生が運営する学内レストランの学生たちの研修状況なども大いに参考となりました。また、C I Aと将来的な連携の足がかりも得ましたので、この視察の成果を生かしながらこの事業を成功に持っていきたいと改めて決意を新たにしたところでございます。そういった意味で、C I A視察を踏まえての内容についてどうするのかということで、それは今申し上げましたことで答弁とさせていただきたいと思っております。

それと、あと、今現在計画しております桜井市阿部地区の道路を含めた周辺整備についてどうなるのかというご質問でございました。施設用地につきましては約2ヘクタールあるのですが、県として取得を終え、敷地造成に必要な測量・設計を行ったところであります。今議会でご承認をいただいた後、まず施設の設計を行って建築工事に取りかかりたいと思っております。

あわせて、県道15号線からの進入道路の拡幅整備及び周辺整備ということで、恐らく委員も上水道の関係はどうなのかというご疑問もお持ちだと思いますが、上水道の配管について桜井市の協力も得ながら検討を進めていきたいと。まだ具体的な絵はでき上がっておりませんが、そういう方向で考えているところでございます。

それとあと、桜井市阿部地区の2ヘクタールの中で、敷地内で直売するような、桜井市民の方と交流ができるようなスペースについてどう考えているのかというご質問でございました。今現在、レストランと宿泊施設を併設したオーベルジュ、実践型の研修施設がメインになっておりますが、それ以外に加工施設であるとか、大学ですので、学生が座学をする教室であるとか図書室であるとか、そういう施設整備も考えております。そういった意味では、加工施設の中で地元住民の方と交流できる場も当然対応していかなければいけないと、それは桜井市もご要望いただいている部分ですので、その対応もしていくとともに、直売所というお話が出ましたけれども、そういったことも含めて、これから検討させていただきたいと思っております。

それと、県農業大学の改修でございますが、これは桜井市阿部の6次産業化拠点施設

も一緒でございますが、平成28年4月オープンということで、これについては間に合うかどうかというご質問でございました。今回、当然議決をいただいた上での話になりますけれども、基本的にはスケジュールは、そんなにおくれているという認識もしておりますし、いずれにしましても平成28年4月、ご承知のように県農業総合センターも移転するという状況の中で、県立医科大学周辺のまちづくりも当然絡んでくることですので、平成28年4月オープンは、これはもう動かせないと我々も思っておりますし、それに向かって努力をしていきたいと思っておりますし、確実に実施をしていきたいと考えております。

それと、県農業大学校の解体に係る工事用車両、仮設用道路の扱いについてご質問をいただきました。その点につきましては、委員もお述べのように、騒音、振動について隣接の住民への配慮をしなければいけないという声も受けております。そこで、県農業大学校の南西部からの進入路について、桜井市や地元地権者の方と検討を進めておりましたが、残念ながら合意には至っていないというのが実情でございます。今後は現在の進入路を使用して円滑に工事を進めるために、当然でございますが、桜井市や各自治会及び住民の方と十分な情報交換、意思疎通を行って万全の体制を図って進めていきたいと思っておりますので、そういう状況の中でまた委員のみなさまにもお願いをする場もあるかと思っておりますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

それともう1点、桜井市は材木の町であることから、県農業大学校の交流棟の木造・木質化についてどう考えているかというご質問でございました。当然、交流棟につきましては先ほど言いました住民の方との交流の場、もしくは研究者同士の交流の場と考えておりますので、そういった意味では県の木材振興についてのアピールをする非常に重要な舞台になると考えておりますので、具体的な内容についてまだ決まっておりますが、木造・木質化を前提として考えているところでございます。

それとあと1点、最後に、6次産業化施設と県農業大学校なり県農業総合センターとの関係、連携すると思っておりますので最後にしたのですが、薬草等の薬用作物についての考え方でございますが、今現在考えているのは、まだ正式には決まっていない部分もあるのですが、県農業総合センターの中で薬草をメインに研究していかなければいけないのと違うかと、ご承知のように、産業・雇用振興部が中心となって今、薬草プロジェクトも実施しております。そのような中で、薬草をいかに効率よく生産をして、質をよくして大量生産につなげていくかも、大きな研究課題の一つだと考えておりますので、そういった意味か

らすると、ある程度の規模での薬草をつくる圃場というようなところは当然必要になってくると思いますので、具体的にその面積であるとか生産量であるというのはまだ明確にはしていませんが、そういう状況の中で対応をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、農林部にとりまして、6次産業化の施設並びに県農業大学校の改修、それから県農業総合センターの移転は非常に大きなプロジェクトと考えておりますし、これからの農業振興についていろいろ勉強もさせていただくいい機会を与えていただいたと考えておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。ただいまの農林部長の説明で大まかなことはわかりました。地元の桜井市の意向もございますので、連携を持って、特に上水道なり工事用道路、あるいは漢方のトウキ、桜井市は刊行物を見ても昔からトウキなどを栽培してきた歴史があるわけです。橿原市と桜井市は気候条件も風土も非常に似通っておりますので、ぜひ栽培面積も拡大をして、優良苗種に力を入れていただきたい。それとまた、漢方を栽培する農家の育成等々についても頑張っていきたいと。

要望ですけれども、この上が桜井市高家という地区で非常に眺望のいいところでございますので、将来のことも考えて循環道路などをつくって、その一番上のところに、よく観光地にある眺望台、そこに人が寄ってきて眺望をして国見をすると、古代人がやったような、そういうところには非常にマッチをしているところだと思いますので、そういうことも含めまして環境整備に頑張っていきたいと思っております。これは要望にしておきます。

それと最後に、ご説明はわかったとは言いませんが、今の話を聞いておって、端的に言いまして、民間との手法が非常に違うと。今の話で、倒産して平成5年から平成12年までの間ずるずるとやりながら、それで平成15年からまたずるずるとやりながら結局ここに至ってきたわけですが、言いたいのは強制執行をどうしてしなかったのかと。これだけの長期間にわたって引っ張ってきた件、例えば連帯保証人も債務者も莫大な財産を持っているわけではないわけです。そうしたら、先は見えているのにずるずると。こうなった責任は県にもその一旦が、貸し付け責任というか、そういうことがあるのではないかと。

このヤマトハイミール食品協業組合のことを反省して、今申し上げた15億円ほどの現在の延滞分について、今の話だったら全く20年前、25年前と変わらない債権、取り立てではないですけれども、もう少し、文書を送るのではなくって、ヤマトハイミール食品協業組合のことがあったのだから強制執行等々も含めて、もっと時間的なことを考えてお

やりにならないことには、これも多分焦げつきます。またいつか来た道ですよ、5年後になるのか10年後になるかわかりませんが、また債権放棄を県議会に求めないといけないわけですよ。ヤマトハイミール食品協業組合の経験が生かされていないわけで、今のこの分については、もっとほかの方法を考えられないかということを経済産業・雇用振興部長、所見を述べていただいて、質問を終わります。

○中産業・雇用振興部長 中村委員から二度と同じ轍を踏むなというご支援なりご声援をいただいたと理解をいたしておりまして、実際に今までは貸し付けを行ったら、企業、組合などの自助努力に委ねていた部分は往々にしてあったかと思えます。そういった意味では、本会議でも知事が答弁させていただいたように、これからは債務者に寄り添いながら、今の状況はどうかとか、そういったモニタリングを逐一させていただきながら、例えば経営状況等を的確に把握して、必要に応じてコンサルティングの指導をしていったりといったものをしてしながら、返済が滞ることなしに当初の予定どおりに何とか返済していただけるような形になるように、今後も努めてまいりたいと思っております。

我々も今後こういったことのないように、こういった多額の債権放棄をすることはまことに遺憾なことであることは私も重々認識をいたしております。今後そういったことのないように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中村委員 終わります。

○松尾委員 1点は要望と、1点質問をさせていただきたいと思えます。

まず、要望というか、農林部長、何か最後であればと思うのですが、県農業振興公社の件で、理由と起こった原因と対策をおっしゃっていただいたのですが、よくわかりました。単純にチェック不足、チェック機関がなかったのだらうと思っているのです。そして、もしチェック機関があっても多分無理だらうと思っているのです。というのは、私だけかわかりませんが、いつも公社の決算書を見させていただきますけれど、企業会計になっているのです。皆さんがいつもやっているのは公の会計ですので、全く違う。企業を今までやられている方々でしたら、見て何となくわかる部分もありますけれど、会社を経営しなかったら全くわからない。そのチェック機関を公でやっていたら恐らく、この中にはわかっている人はどれだけいるのかと思うのですが、だからこそ公認会計士を入れると。今まで入れていないのもどうかとも思うのですが、新しい会計ソフト、システムを入れていくとなっていますけれど、公社はこれだけではないでしょう。もちろん両部局でお持ちのところもあると思えますので、今回のこの反省をもとに、全てのところにも、きっちりとチェ

ックをしていただける体制をひいていただきたい。

長野県でも不幸にもああいう事件が起こりまして、たった数年間に20数億円というお金を使い込まれまして、あれも単純にチェック機関がなかったということだと思っておりますので、チェックをすることが非常に大切でありますので、それ以外の公社に関しても重々そういう機能を入れていっていただきたいという要望をいたしておきます。

そして質問ですが、「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」3ページの地域材利用開発事業の、木材を利用して音響設備の調査、検証試験をするというのが、1,040万円ですが、もう少し具体的に教えていただきたいです。果たして音響の設備をつくるのか、音をとめる設備をつくるのかとか、全くどんな事業かわからないので、この辺を農林部長、申請に上がっていますのでわかると思うので、1点だけ教えていただけたらと思います。

○岡野奈良の木ブランド課長 地域材利用開発事業についてお答えをいたします。

ここに上がっております金額は1,040万円となっておりますけれども、これは3つの事業の組み合わせでございまして、この中には地域材の利用開発のための試験研究、不燃木材の生産のための工程管理をするためのソフトの導入、そして今おっしゃった音響整備という3つによって構成されております。

音響整備につきましては、もともと木材を利用した音響ホールとかが世の中に多数ございますけれども、それは自然素材で割と聞き心地がいいといいますが、そういった環境を木によって創出することが可能でございまして、これを県産材を使ってできないかと、そういう製品開発を行うというものでございます。以上です。

○松尾委員 音響ホールの木質化なのか、また、その研究をするのに奈良県の木を使いたいから来ているのかということもある。奈良県の業者がやるのかその辺も全くわからない。もう少し詳しく教えていただきたい。

○岡野奈良の木ブランド課長 音響整備の中には例えば残響時間とか、どのくらい反射するかという測定要素がありまして、おおむね一般的には広葉樹が使われていまして、奈良県産材はほとんどが針葉樹でございますので、これを針葉樹がかわってできないかと、そういうことによって、かなり用途が広がっていくのではないかと、そのための試験研究並びにモニタリング調査をやりたいというものでございます。以上です。

○今井委員 今回出ております中小企業高度化資金の債権放棄のことで質問をさせていただきたいと思っております。

12月定例県議会に中小企業高度化資金貸付金、中小企業近代化資金貸付金、小売商業高度化資金貸付金30件、20億9,541万7,902円の債権放棄が計上されております。その中心を占めておりますのがヤマトハイミール食品協業組合の2件で、19億2,121万6,518円という金額でございます。古いものを調べましたら、先ほど言われておりましたけれども、昭和42年に貸し付けたものまで含まれているというのもありますし、中には1円も返済していないものもございます。

山村幸穂議員が今回代表質問で取り上げさせていただきましたが、なぜこのようなことになったのかを県民は納得できないということですが、今後同じ誤りをしないためにどうするのかという質問に対しまして、知事の答弁の中で、今回の債権放棄を教訓として、新規貸し出しのときの審査をより一層厳正にすることは必要と述べております。より一層厳正にするということは、これまでの貸し付けが厳正ではなかったのかと受け取ったわけですが、その点でヤマトハイミール食品協業組合の貸し付けについてどのように考えておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○大月地域産業課長 ヤマトハイミール食品協業組合に対する貸し付けでございますけれども、これまで県議会において答弁してきたとおりですけれども、貸し付けについては県と当時の中小企業事業団が共同して事業計画などについて検討した上で実行して、その後、監査委員、会計検査院が検査をして、ともに問題なしとされており、適正に行われたものと認識しております。

ヤマトハイミール食品協業組合に対する貸し付けは、20億円という大きな金額であり、形式的、内容面とも、当時考え得る必要かつ十分な審査を行ったと認識しております。確かに貸し付け時以降、食品協業組合の経営は悪化して、その後バブル経済の崩壊、円高、海外製品との競合、BSEの発生など、その業界を取り巻く社会、経済編成が大きく変わったということはありますけれども、その点を貸し付け時に見通せなかったとしても貸し付けは適正に行われたと考えております。

12月6日の山村議員の代表質問に対して知事が申し上げたとおり、結果として多額の債権放棄を余儀なくされたことは大変遺憾に思っております。今後は、新規貸し付け時の審査をより一層厳正にするため、事業計画等の診断には協調融資を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構の参加を求めて、貸し付けの適否を判断することとしたとお答えさせていただいたところです。

この趣旨は、現在は中小企業高度化資金貸し付けにおいては、融資額が10億円以上の

場合、独立行政法人中小企業基盤整備機構が事業計画等の診断に参加することになっておりますけれども、奈良県においては、今後、中小企業高度化資金の借り入れ申し込みがあれば、金額の多寡にかかわらず機構に対して貸し付け時の診断への参加を求めることを申し入れておまして、全ての案件で、全国の成功事例をご存じの独立行政法人中小企業基盤整備機構の知見とか助言をいただきたいと考えておるところです。

県としては、今回の債権放棄を教訓にして今述べたような取り組みを行うとともに、今後の債権管理にも一層万全を期してまいりたいと考えております。以上です。

○今井委員 そうしたら、県としては、当時も厳正にやってきたけれども、今度はもっと厳正にすると受けとめておられると理解をするわけですけれども、私どもがずっとこの間、取り上げて調査をしてまいりました。その中では、とても厳正に行われていたとは思えないような事柄が多々出てきたわけでございます。

このヤマトハイミール食品協業組合への中小企業高度化資金の貸し付けは全体の8割ということですので、総事業費が25億円だと思いますけれども、本来は自己資金分を充てて融資を受けるということだと思いますが、その5億円につきましても奈良市が債務保証をして銀行から借り入れをして5億円を融通していたということも明らかでございますし、奈良市の債務保証分につきましても、ずっと返済をしていないために、奈良市が組んでおりました3億6,000万円の債務保証についても、予定よりも早く打ち切らざるを得ないということも起こっていたのも事実でございます。また、最初の貸し付けのときに、4業者と1個人での協業化になっておりますけれども、化製業の許可だけは受けているけれども、もう既に化製業をやっていないところも含まれての事業でございますので、寄せ集めて何とか組合の形をして、この融資を受けるように体裁を繕ってやったのではないかと思っているわけでございます。

そうした一つ一つの検証があって、奈良県が20億円も貸して返済の猶予をして請求をしていないのはやはりおかしいということで住民訴訟の裁判をずっと続けてきたわけです。この裁判の中で奈良地方裁判所の判決が出されました。これが平成19年3月22日に奈良地方裁判所の判決が出ているわけですけれども、償還請求を行うと、それから抵当権の実行及び保証人に対する履行の請求、強制執行の手続、こうしたことを県が怠っていたのは違法であるということが、今回この裁判の中で明らかになったと思っております。

その後、奈良県としては請求を行ってきたということでございますけれども、この案件を通じて感じてきましたことは、非常にいろいろな関係者が周到によく協力をして、うま

く行ってきたということを感じているわけです。例えば、奈良地方裁判所の判決が出ました平成19年3月22日はどういう日であったかという、知事選挙の告示の日でございました。ですから、奈良県は責任者がいない、それから商工労働部長も副知事になっておられましたので、これに対するコメントをする人が誰もいないというときに判決がおりるということがありました。

それから、平成19年7月24日に強制執行を行っているわけですがけれども、やっと県がまともに対応したとき、この日は理事長が亡くなった日でございます。ですから、偶然といえば余にもよくできた偶然ではないかと思っております、こうしたことが本当にきっちりやっていたと県が思っておられるのか。

今の人は、ちょっとおかしいと思っている方もいらっしゃると思いますけれども、昔の人のやったことだから、なかなかそれを言うことができないというのが実際なのかとも思っているわけですが、この点で、きちんとやってきたのだけれども、ここに至ってやむを得なかったと思っているのか、やはりここに甘さがあったと思っておられるのか、その点をもう一度伺いたいと思います。

○大月地域産業課長 ヤマトハイミール食品協業組合の経営内容については毎年度、県と当時の中小企業事業団で経営診断をして、償還財源がないことをはっきりと確認した上で償還猶予を行い、平成13年度から延滞、国で償還猶予が認められない、条件変更が認められなくなった以降は、県は毎年請求は必ず行いましたけれども、償還財源が確保できないということで、組合からの償還はわずかしかなかったと。

そういう状況を繰り返している中で倒産をいたしまして、倒産した以後につきましてはきっちりと手続をとってきているところでして、今井委員がおっしゃいました、これは多分、破産の申し立てと理事長の死亡がたまたま同じ日ということだと思いますけれども、当然県は理事長の死亡を予期できるわけでもありませんので、たまたま重なっただけということで、県としては破産以降はすべき手続を淡々ととってきたと、債権回収に努めたと認識しております。

○今井委員 たまたまということがたくさんあり過ぎるということを、この間、感じてまいりました。

これに関しまして、2件の相談を受けたことがあります。1件は、奈良県が中小企業高度化資金を貸したことによって自分の家をとられてしまったという相談がございました。それは、このヤマトハイミール食品協業組合の融資4億円が実行されました、平成3年5

月30日でございますけれども、この日に名義が勝手に変更されたということでございます。それからもう1件は、県が連帯保証人に20億円の請求を行ったときに、自分は連帯保証人ではなかったという裁判が起きておりまして、私もどういう事情かわからないために毎回傍聴に行っていたわけでございますが、その中でわかりましたことは、2つの事案に共通しておりましたことは、ご本人が不在の間にある方が訪ねてこられまして、その人が了承をしているということで印鑑を勝手に使っていたという共通点が双方の事案にございまして、私は、これは初めから詐欺みたいな形で作られた事業ではないかという不信をずっと抱きながらこの問題にかかわってきたということがございます。

そして県が、債権の回収をするべきだということを、平成14年、15年、16年、17年と県の監査委員が指摘をしておりますけれども、県が具体的なことに踏み切ったことがなかった。その理由として言われておりますのは、食肉センターから出る残渣を処理するところがなくなってしまうと奈良県に悪臭が出て大変だというのが県の理由でございましたけれども、今実際にヤマトハイミール食品協業組合がなくなっておりますが、この残渣の処理は今どうなっているのかというのを伺いたしたいと思います。

○西浦畜産課長 食肉センターの食肉残渣の問題でございますが、今井委員がおっしゃるとおり、従前はヤマトハイミール食品協業組合が食肉センターからの食肉残渣の処理を行っておりました。現在は県内の2業者、それから県外の1業者、計3業者で処理を行っている聞いてございます。以上でございます。

○今井委員 ヤマトハイミール食品協業組合がございました駐車場のところにコンテナで倉庫が建てられておりまして、そこで残渣を積んだトラックが出入りしているという話が入ってきております。どういういきさつでそのようになっているのかはよくわかりませんが、結局大阪府の業者に運ばれていると聞いておりますが、その点でどうなっているのか、よく調査をお願いをしたいと思います。

それから、最終的にヤマトハイミール食品協業組合の土地と建物が競売にかけられて、第三者にわたって県にお金が入ってきたということになっておりますけれども、理事長の自宅についてはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○大月地域産業課長 理事長のご自宅については県の抵当権を設定しておりませんので、その後、どういう状況になっているかは県では承知しておりません。

○今井委員 従来と変わらず表札がかけられて、そこで生活をされているということで聞いていますが、周りでいろいろ中小業者が借金を背負ったり、倒産したり、破産し

たりしている事例などを見ますと、そこに住めなくなったりとか、中には自殺にまで追い込まれる方もいらっしゃるわけですが、そうしたところを考えますと、最初の貸し付けも非常に甘かったし、いろいろな最終的なところも甘かったのではないかという理解をしております。

この間、債権の回収でいろいろと努力をされてきたことは理解いたしますし、もうこれ以上言っても入ってくるお金がないということも理解できますけれども、やはりもともとこれがおかしくなかったということでやっていけば、私は同じことを繰り返すのではないかと考えておりますので、その点を述べておきたいと思えます。

○岡委員長 ほかに。

○森川委員 数点、簡単に教えていただきたいのですけれども、「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」3、雇用対策の推進のなかでコンサルタントとして派遣する雇用モデルというのは、どのようなモデルを県は想定されて、何人ぐらいの雇用を考えておられるのかということが1点と、それと4の木質バイオマス利用設備整備事業で、これはまず天川村、野迫川村の2村が利用されるということですが、今後この事業をどのぐらいまで拡大されるのか。

というのは、木質バイオマスを利用して、今テストパターンで2村でやられると書いていますので、これから平地部でも木質バイオマスで発電したり、また反対に学校とかのストーブ、暖房、冷房にこういうバイオマスが使われる可能性は大きいと思うのですが、県の今後のバイオマスについての基本的な考えをできれば聞かせていただきたいのと、それと、バイオマスを利用するに当たっては、地球温暖化や温室効果ガスの奈良県の設定があると思えます。それを、県として今後これを使って広めていくのに、温暖化に対しての部分をも基本的にもどのように考えられて、実際にどれだけ、県の目標数値から飛び出ていくのか。突然の質問なので、わかっている範囲で結構ですので教えていただけたらと思えます。

○岡委員長 森川委員、最初の質問項目はどのページだったか確認させてください。

○森川委員 「平成25年12月定例県議会の提出予算案の概要」の3ページの3番と4番です。

○岡委員長 わかりましたか。

(「2つ、はい」と呼ぶ者あり)

○村上雇用労政課長 「平成25年12月定例県議会の提出予算案の概要」3ページの雇

用対策の推進、新規事業で退職者能力再活用事業の件でございます。これは先ほど中産業・雇用振興部長が説明しましたとおり、県内に居住している退職者を、何とか優秀な能力を持っている方を活用しようと。とりあえずモデル事業として始めようと考えておりました、何人雇うのかというご質問でしたが、とりあえず2人を想定しております。それで、成果とか課題を抽出しまして、今後の展開に努めたいと考えております。以上です。

○岡野奈良の木ブランド課長 木質バイオマスの関係についてお答えをいたします。

現下の厳しいエネルギー事情ですとか、林地に放置されております未利用材の状況を鑑みまして、今年度より木質バイオマスの実証実験を行っております。既に実証実験では原料木材の搬出とかペレットの製造を行っております、実は熱利用施設といたしましてペレットストーブ19台、それからペレットを使った農業用ハウスのボイラーの導入経費を当初予算で計上させてもらっております、この実証実験の状況をいろいろ各市町村に説明していく中で取り組みの広がりがありまして、このたび12月補正予算で天川村と野迫川村に導入いただくための経費の助成についてお願いしている状況でございます。

基本的な考え方は、やはり現在利用されていない未利用材を使うということになってまいりますと山へ返るお金もふえていくということで、そういう意味合いからも有効な観点かということで進めております。先ほど申しましたような、こういう実証実験の結果ですとか課題、それから課題解決に向けた方策を適宜、情報発信して、この取り組みの拡大を図っていききたいという考え方でおります。

それからもう1点、地球温暖化の対策は、県として、行動計画をつくって進めております。これにどのように寄与するのかというご質問でございます。数値的なもの、目標でございますけれども、温暖化全体になりますと、このような木質バイオマスの取り組み以外にさまざまなものも絡み合ってくるところでございまして、大変申しわけございません、所管はエネルギー政策課になると思いますので、この状況を伝えて、後ほどご回答をさせていただきますことよろしくお願いたします。以上です。

○森川委員 まず、コンサルタントとして今後入れていく。こういう事業をされるときに、どんなコンサルタントの部分なのか。ただ単に2人入れてコンサルタントに出しますというものではなく、目標を持っているとは思いますが、モデル事業の最初ですので頑張ってください、今後いろいろな企業のいろいろな方をどんどん入れてほしいとは思っています。この事業の特徴とすれば雇用対策だろうけれども、雇用対策でも募集のやり方、コンサルタントの派遣先については本当にいろいろなところがあるので、どうか活

用していただいて、いろいろなデータをとれたら教えていただきたいと思います。

それと、木質バイオマスについては、今後の試験的なやり方ということで認識はさせていただきました。けれども、やはり木質バイオマスは、二酸化炭素の排出削減とか、正直言って地球環境問題に対しても大きな問題として、最終的に二酸化炭素がどこまで出ていくのかも含めて実験をやっていただきたいと思いますし、そのデータをもとに間伐材の利用が促進されたりすることは一番いいとは思うのですけれども、やはり一番心配するのは、そういう環境についての対策も踏まえて実験していただきたいということです。

できましたら、これの実験結果によって各平地部の市町村もこれ巻き込んでいただいて燃やしてもあまり問題がないということであれば、小学校とか教育関係の場でどんどん進めていただいて間伐材を利用していただきたいと思いますので、これも実験結果を改めて教えていただきたいと思います。

○岡委員長 答弁はよろしいですか。

○森川委員 はい、答弁は結構です。

○岡委員長 ほかにございませんか。

○和田副委員長 もう短くさせていただきます。事前に幾つかの課にこういうことを質問しますと申し上げておりますが、そういうものは割愛しまして、新しいことで1問だけ質問させていただきます。

それは、平成26年度、消費税が5%から8%に引き上げられます。本会議での代表質問で私はそのことを質問し、経済対策をどうするのか、そしてまた、これの消費税引き上げに……。

○岡委員長 付託議案、その他というのがありますので、その話は、付託議案が終わって、その他の内容であればそのとき聞かせてください。

○和田副委員長 そうですね、はい。

では今、岡委員長から、付託議案があるので、それが終わったら関連事項としてどうぞということございますから、そこでします。

○岡委員長 それでは、他に質問もなければ、これで付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めます。ご発言願います。

○今井委員 議題107号の債権の放棄につきましては、共産党は反対をいたします。

反対討論をさせていただきますので、よろしく願います。

○岡委員長 どうぞ。

ほかに意見はございませんか。

○神田委員 自民党ですが、各議案についての説明で了といたしますが、先ほどの議第107号については、口を酸っぱくして言っていますけれども、二度と起こさないように、このことを十分気をつけて判断してください。また次の方にも伝えていきながらしっかりやっていただきたい、そのことを申し上げて私は賛成いたします。

○岡委員長 それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議題107号については委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議題107号について、原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第107号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第92号中、当委員会所管分、議題98号及び議第101号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第92号中、当委員会所管分、議題98号及び議第101号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第29号については、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

産業・雇用振興部長、農林部長から、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて報告をしたいとの申し出がありましたので、産業・雇用振興部長、農林部長の順にご報告願います。

○中産業・雇用振興部長 それでは、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについ

てご説明をさせていただきます。

お手元の「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組 平成25年11月更新版」という冊子をごらんいただきたいと思います。紀伊半島大水害より2年余りが経過いたしました。現在の復旧・復興状況について取りまとめたものでございます。

まず、4ページは避難者の状況についてでございますが、資料では11月15日現在の避難者数を掲載をいたしておりますが、最新の12月6日現在の数字がまとまりましたので、それを申し上げます。11月15日現在よりさらに5世帯、5名が減少いたしまして、避難者数は3市村合計で79世帯、171名となっております。11月15日は84世帯、176名でございますが、79世帯、171名となっております。

市村別には、5ページの表の黄色の欄でございます。12月6日現在で申し上げますと、五條市が34世帯、63名となっております。今現在39世帯、68名でございますが、これが34世帯、63名となっております。野迫川村、十津川村は資料の時点から変更はございません。

5ページ下段は、今後、帰宅等が可能となる目途についての表でございます。平成26年8月末には避難されている全ての方々にご帰宅いただくことが可能となる見込みでございます。平成26年8月末となっております11世帯、21名は五條市大塔町辻堂地区の方々でございますが、前回報告時は平成26年3月末帰宅予定欄に含まれておりました。しかしながら、9月の台風18号の影響によりまして、同地区のえん堤工事完成が平成26年3月末から平成26年8月末に延びたことから帰宅可能となる時期も8月末となったところでございます。

続きまして、7ページからは、避難指示や勧告が継続しております主な地区の状況を記載をいたしております。7ページには、先ほど申し上げました五條市大塔町辻堂地区の状況を記載をいたしております。

11ページの写真は、十津川村での復興住宅建設が進められている様子でございます。12月には十津川村猿飼地区の3戸がまず完成し、以降、3月末まで計13戸の復興住宅が完成する予定となっております。避難者の早期帰宅は最優先課題でございまして、引き続き市、村とも連携いたしまして、一日も早く避難生活を解消していただけるよう取り組みを進めてまいり所存でございます。

13ページからはインフラ等の復旧状況でございます。大規模崩壊への対策工事、県工事分は平成26年度までに、国工事分は平成28年度までに完了する予定となっております。

す。

続きまして、15ページは、紀伊半島大水害被災箇所において台風18号による被災があった主な箇所の写真を掲載いたしております。

19ページからは、河川、砂防、道路などの復旧工事の進捗状況を記載いたしております。いずれも今年度末にはほぼ完了する見込みとなるなど、おおむね順調に進捗をしているところでございます。

26ページから29ページにかけては、農林業関係の復旧状況でございます。このところにつきましては、後ほど農林部長からご説明をさせていただきます。

30ページからは産業の復興状況を記載をしております。再建状況調査でございますが、再建率につきましては、前回9月定例県議会のときに報告させていただいたときよりも2件の企業が廃業をいたしまして、95.3%の再建率になっております。内訳は、キャンプ場等で1件、製造業で1件の2件が廃業をなされたというところでございます。

31ページ、災害復旧対策資金貸し付けでございますが、前回報告よりも1件の実績増がございます。内訳は、天川村の木材製造業で1件の設備資金の対応がございました。続きまして、被災地域の物産販売促進支援でございます。新たな出展といたしまして、平成26年3月15日から16日に名古屋市で開催されます、旅まつり名古屋2014に出展予定でございます。

32ページは観光の復興でございます。南部・東部地域の宿泊客数の動向でございますが、棒グラフの緑の棒が直近の平成25年を示しております。対前年を上回る宿泊客数で推移しております。

また、33ページ、34ページは、スポーツを核とした観光振興など、観光関係の取り組みを記載をさせていただいております。

42ページは、11月23日から24日の2日間、川上村で開催をいたしました、なんゅう祭について記載をいたしております。天候に恵まれたこともあり、延べ4,950名もの方々にご来場いただきました。今回のなんゅう祭が、多くの方々に南部地域への関心を持っていただくきっかけになったのではないかと考えておるところでございます。

以上、簡単でございますが、復旧・復興の現状と取り組みについて、その概略と産業・雇用振興部の取り組みについてご説明をさせていただきました。

なお、産業・雇用振興部といたしましても、引き続き被災した中小企業に対する再建状況の的確な把握に努めまして、紀伊半島大水害からの復旧・復興に全力で取り組んでまい

る次第でございます。

説明は以上でございます。

○**福谷農林部長** では、引き続きまして、農林部所管の紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて、同じ資料でご説明をさせていただきます。

26 ページ、農林業関係の復旧状況につきましては、記載のとおり、主な被災箇所のうち、農地については全ての箇所について工事着手済みであり、そのうち完了したものが97%となっております。この着手済みと完了箇所数の差の2カ所については、ご承知のように野迫川村のワサビ田がその2カ所に該当いたします。そのうち1カ所については、今月末には完了を予定しております。また、残る1カ所については、台風18号により被災を受けまして、平成25年度未完了に向けて今現在、鋭意取り組んでおるところでございます。

27 ページ、農業用施設につきましては、主な被災箇所において全ての箇所で完了済みでございます。

28 ページ、林道につきましては、主な被災箇所のうち、工事着手済みが95%、完了したものが81%となっております。

続きまして、29 ページ、治山事業につきましては、工事着手済みであるものが84%、完了したものが18%と、いずれにしても、おおむね順調に進んでおると考えております。

今後とも国や市町村、その他関係機関と連携を図りながら、必要な復旧・復興対策を進めてまいり所存でございます。

43 ページ、「ゆたかなる 森がはぐくむ 川と海」ということで、平成26年秋に開催をいたします第34回全国豊かな海づくり大会～やまと～の概要と、平成25年度の取組内容について記載をしております。ご承知のように、通例であれば天皇皇后両陛下のご臨席のもと、平成26年秋、まだ日は決まっておりますが、吉野郡大淀町並びに川上村において、式典行事は大淀町内で、交流・歓迎行事は川上村内で行う予定で、平成25年度に1年前イベントということで種々記載のとおりイベントを開催しております。重ねて、リレー放流の実施であるとか、大会弁当コンテストの実施であるとか、そういった啓発活動も含めて行っております。引き続き、成功に向けて農林部として頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農林部からの報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**岡委員長** ただいまの報告またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願ひます。

○松尾委員 獣害のことにに関して1点質問をさせていただきます。

当選以来、本会議場でもそうですが、この経済労働委員会でも鳥獣害のことを話させていただいているのですが、なかなか本当に被害が高どまりの状況で、一向に改善をされて来ない状況であります。改善どころか、最近でしたらますますひどくなっているという思いを受けます。

先日も、私の友人が新車でクラウンを買いまして乗り回していたので、いいの買いましたねと言って、1週間後に会ったら違う車に乗ってまして、どうしたのですかと聞くと、夜、鹿とぶつかって事故してしまいましたと。

ことしに入って知り合いで3人、そういうことになっておりまして、鹿だけではないのですけれど、獣害には人間のルールは全く適用できませんでして、道路にしても、個人の敷地にしようが、山にしろ、川にしろ、全く境なく動き回っている状況で、またそれだけではなく畑への被害、田への被害も、鳥獣害、たくさんの種類もありますので、多きにわたり被害が発生をしている状況なのは知っていただいているとは思いますが、今一旦、もう一度原点に返って質問させていただきたいのです。今現在の鳥獣害対策の施策、どのようなものがあるのかを、まず原点に帰ってもう一度教えていただきたい。それに関して、獣害の種類によって担当課はもちろん違うところもあるのですが、把握している、わかる限りでいいので、例えばアライグマは何課ですとか、鹿はここがやっています、ウはこの課がやっていますというのから教えていただきたいと。

それにあわせて、県が市町村に事業を委託しているものもあるので、それはどのようなものか。また、それ以外にも市町村が単独でやっていることもあると思いますので、それも把握している範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

そして、その鳥獣の駆除ですが、今どんな方法で主にやっているのか、また、どういう団体をお願いしているのが一番多いのかも教えていただけたらと思います。以上です。

○福谷農林部長 松尾委員のご質問にお答えします。

松尾委員お述べのように、鳥獣害対策については複数課にまたがりますので、私から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、それぞれの課の役割ですけれども、農林部農業水産振興課は主に被害対策に係る所管をしております。それと駆除であるとかそういう個体数調整については森林整備課が主に所管をしております。それと加えて、参考に出ましたアライグマですけれども、アライグマについてはくらし創造部景観・環境局の自然環境課で所管をしております。3つの

課で所管をしています。

申しわけないのですが、アライグマの今の現状の捕獲頭数などは把握をしておりませんので、それ以外の部分について答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目、県と市町村でどんな具体的な内容をやっているのかということでございます。先ほど言いましたように農業水産振興課が所管する被害対策につきましては、市町村と森林組合も含めて構成員となっている地域協議会が主体となって県と連携をいたしまして、鳥獣被害総合対策交付金を活用した、地域一体となった効果的な侵入防止柵であるとか防護ネットの設置、追い払い体制の整備を行っている。特に特徴があるのは、県域を越えた広域的な取り組みもやられております。国内で9カ所あるのですが、県内では宇陀と三重県の名張地域におきましてそういう取り組みをされています。これが1カ所ございます。

それと、森林整備課が所管している部分については、これもご承知いただいておりますが、市町村に対する補助として、メスジカ捕獲報奨金、加えて、詳細は少し不明な部分があるのですが、市町村によってはそれに上乗せをした形で補助をされているところもございます。対象はニホンジカ、イノシシ、ニホンザルで、成獣捕獲経費補助を行っているということでございます。これの主体となる奈良県鳥獣被害防止対策協議会を平成25年3月に設立をして、平成24年の補正予算及び平成25年から平成27年については基金によって基金醸成をして、そこから市町村に交付をしているということになっております。

それと、カワウ、カラスについては空気銃による捕獲部隊を派遣しております。

その他有害鳥獣全般については市町村に捕獲費用の補助を行っているというように、非常に漠とした説明で申しわけないですが、そのような市町村との連携をとっておるという状況でございます。

それと、あと最近の捕獲の状況ですけれども、何点か説明をさせていただきます。

まず、メスジカでございますが、個体数を減らすこととなりますと子どもを産むメス鹿を主に捕獲をするということで、本年9月末現在では1,068頭の捕獲をしております。同じ昨年と同月比で見ますと、昨年が837頭ですので、二百数十頭ふえているという状況になっております。一応全体で1年間通しで見ますと、平成24年度が一番多くて6,428頭、イノシシは3,293頭を捕獲しております。状況としてはそういう状況になってございます。以上でございます。

○松尾委員 ありがとうございます。

長々、全く変わらない政策でやり続けているのだらうと思っているのです。私なりに今のこの鳥獣対策は、限界が来ているのではないかと考えております。答えはもらわなかったのですが、今どこの被害駆除はどこに任せているのかと、どんな駆除の仕方があるかと聞いたのですが、駆除に関して、例えば本当に猟友会頼みになっているのです。その猟友会がもう担い手がいない高齢者で、銃の免許の更新すらままならない状況になってきて、そこに頼らざるを得ない状況で、なかなか被害が改善されてこないというので、例えばまず1点、猟友会に入っただけの担い手を育成するにはどうしたらいいかと考えたら、今、射撃場は、全国的に奈良県と東京都がないだけですから、射撃場を整備することによって興味を持っていただいて、担い手を確保していける可能性もあるわけですから、猟友会の担い手を確保していくためには何が必要かということも1点、まず検証していただきたい。

これは要望でもいいのですが、いろいろ協議会とかをつくっていただいていると思うのですが、冒頭に言わせていただいたように獣害に、人間のルールは適用できませんし、もちろん市町村の圏域や都道府県の県域など全く関係のない話で、例えばウが奈良県に入り出したときには、琵琶湖の何とか島というところに大量発生して、それが奈良県までずっと南下してきたとか、もちろんアライグマもそうです、まず都会で飼われていたペットが野生化して奈良県に入ってきたのでしょうし、本当に広域的にやっつけていかなければどうもいかないのではないかと考えております。例えば都道府県同士の連携をとるにしても、今聞かせていただいたら、それだけで3課、まだウがありますから、どこでやっているかもわかりませんが、各課にあってどのように連携をとっていくのかということも素朴に疑問に思うのです。

ほかの都道府県では獣害対策室みたいな課をつくって、真剣に対策に乗り出している都道府県もあると聞いていますので、例えば全ての都道府県でそういうものが設置されたら、そこそこのやりとりで、個体数を全て実態把握するのは非常に難しい話だと思うのですが、何か共通の課題を持って共通の対策をしていくことが本当に獣害をとめる被害対策になると思っていますので、今すぐは変わらないでしょうけれど来年度からでも、とにかく獣害の被害を真剣にとめるために取り組んでいただきたいと思っています。今からお話ししてもなかなか答えは出ないと思うのですが、福谷農林部長も非常に被害の多い地域にお住まいですので、最後に少し決意を述べていただけたらと思います。

○福谷農林部長 松尾委員お述べのように、私の家でも山でイノシシの被害が結構出ておるわけですが、そういうことではないのですが、今お話にありましたように、奈良県では3課においてそれぞれの課で実際にやっていると、連携をとっているという言い方はできるのですが、実際に松尾委員が今おっしゃったようなご意見はほかからも出ておりました、何とか窓口の一本化はできないだろうか。いろいろ事業ごとの予算がついて、それによる執行があるのは理解はできるけれども、それを受けるほうにしては、この話はあっちとかこっちということで、非常にわかりにくいという声もお聞きしております。

私も農林部に来させていただいて、特に最近、鳥獣害は物すごく多くなってきておると。加えて、手前勝手ではございますが、農林部の前に景観・環境局におりまして、そのときに生物多様性という方針の策定をするメンバーに入っておりました。専門的なことはわかりませんが、これだけ鹿がふえた一つの大きな要因というのは地球温暖化が大きな要因としてあると聞いております。それはどういうことかということ、子鹿が生まれて越冬できるようになったと、それだけ暖かくなったということで、それもふえた大きな一因であると考えております。いずれにしても、もちろん防護柵を張って侵入を防ぐのも大きな部分ですが、個体数の調整をすることも大きな課題であると。

つまり何を言いたいかといいますと、その部分については密接なつながりがあるということで、今ご意見としていただきました窓口一本化については、私自身も大きな課題として認識もしております。ですから、その点については、なかなか一足飛びにはいかないと思いますが、引き続いて今後検討はしてまいりたいと思っておりますので、それを決意の一つとして捉えていただけたらありがたいと思います。以上でございます。

○松尾委員 ありがとうございます。

最後にしたいのですが、実態調査とかもいろいろやってこられたと思うのですが、幾らしてもしようがないし、鹿がふえた原因を学者にお願いして調べていただいても、そんなお金があるのでしたら、とってもらうしかないと思っているのです。学者は子鹿がふえた理由は越冬できる温暖化になったと言いますけれど、吉野郡にお住まいの方々に聞いたら、なぜふえたと思いますかとせんだって聞いた人がいたのですが、野犬がいなくなったと単純なことを言われる方もいるのです。本当に学者が机上で考えてもらって答えを出していただけるようなレベルではもうないということをしつかりと認識していただいて、しつかりとした対策をしていただきたいと思います。思っております。

対策ができなかったら公務員ハンターを雇ってでも、専門にどんどん撃ちに行っていた

だけの方の育成を公でやっていただくのも一つの方法だと思いますので、自給自足を目指している吉野郡ですので、どうかお力をおかし願えればと思いますので、真剣に対策していただけたらと思います。終わります。

○岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

○今井委員 前回のときに、吉野川の源流の川上村の三之公の整備のことを取り上げさせていただいたと思いますけれども、その質問の後で、森林整備課で現地に行っていたかという話がございましたので、私もぜひ一緒に同行させていただきたいと、11月、川上村三之公に3年ぶりに行かせていただきました。

行きましたら、前回行ったときよりもかなり崩落が進んでいるという実感を感じましたけれども、和歌山市民の森のすぐ直下にあります三之公川にかかる石の橋が、以前は下に流れがあって橋という感じでしたが、今回はその橋の高さまで上から崩落した石がいっぱいになってしまっていて、川とか橋とかという感じではなくなっている状況がありました。

そして、このまま放置しておいて本当に大丈夫かと大変心配になりましたけれども、一緒に行ってくださいました佐野森林整備課長は、行かれてどのようにお感じになったか、ご意見を聞かせていただきたいと思います。

○佐野森林整備課長 川上村三之公の感想ということで、11月20日、今井委員と川上村三之公の伐採跡地を視察させていただきました。当該箇所は、製紙用パルプの原料として昭和56年から伐採が開始されて、現在、県外に住所がある方が所有している山林でございます。

11月20日に伺いましたが、9月の台風18号の後でございましたので、現地まで果たして作業道があるのかどうか、被害を受けていないかというのが不安でしたけれども、ところどころ作業道自身もやはり崩壊なり欠落をしておりましたが、無事現地まで到達することができました。

現地に着き、早速様子を拝見させていただきましたけれども、やはり伐採から20年以上たっている箇所でございますので、広葉樹は既に成長しておりました。その成長はしかし一応の成長なので、やはり皆伐の跡地だというのは行った瞬間にわかりました。

今井委員がおっしゃいましたように、溪流部の土砂が、確かに堆積しておりまして、河床がかなり上がっております。

成長している広葉樹を見ますと、カエデ類とか、ヒメシャラとかセンノキといった落葉広葉樹、川上村三之公にはよく当たり前に自生するような樹木が進出して成長しており、

またユズリハやシャクナゲなどの常緑広葉樹も生えており、多様な植生は回復しつつあるのかとまた感じたこととございます。

なお、河床の話ですけれども、9月定例県議会におきまして福谷農林部長の答弁がございましたように、森林の管理は基本的に所有者の責務であると考えております。森林がまず公益的機能を維持する観点から治山事業という公的関与も行っておりますけれども、その事業の前提となる保安林指定の承諾が必要でございます。川上村を通じて所有者には今お願いしているところですが、まだ保安林指定の承諾は得られておりません。福谷農林部長答弁の繰り返しとなりますけれども、県としましては、まず保安林に指定した上で治山事業の実施について検討したいと考えております。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。ぜひ何らかの形で整備をしていただけるようお願いをしておきたいと思っております。

そして先日、私の地元で全国コットンサミットが開かれまして参加をさせていただきました。そのときに感じたこととすけれども、来られた方が、広陵町にもグリーンパレスという宿泊施設がありますので、そちらに泊まっていたのかと思ひまして聞きましたら皆さんお帰りになるということでした。それで、その後のレセプションのときにお料理も出まして、私も参加をさせてもらったのですけれども、県が今、食にいろいろ力を入れられているのですが、あえて奈良県に来て食べるものでもなく、別にどこでも食べられるようなものが並んでいたという感じを非常に受けたところであります。

先ほど松尾委員から鳥獣被害のことを言われていましたけれども、靴下祭りのときに大変人気があって行列が並んでいたところが、黒滝村の猪バーガーとかコロケとかそういうところとすけれども、奈良県ならではのいろいろな問題を、ただ鳥獣被害というだけの捉え方ではなく、もう少しそれらを資源として奈良県なりの食という形で考えることも必要ではないかと感じたところでございます。和歌山県などはジビエ料理で人を呼び込むようなことをやっているのですけれども、奈良県としてもぜひそのあたりを検討していただけないかと思ひます。

それから猟友会の方が、この間、農民連の交渉のときに県庁に来られまして、聞いておりましたら、免許証の更新とかに非常にお金が高くついて、もともと狩猟をする場合はお金持ちのレクリエーションというイメージから発しているのです、こういう鳥獣被害で具体的に猟銃を使うことにはなっていないと。だから、そういうところをもう少し改善してもらわないと、先ほどのお話ですが、後をやる人がなかなか育たないとか、そんな意見など

もございましたので、それについてはぜひ改善をしていただきたいと思います。それに対しましてご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○福谷農林部長 2点ほどご意見をいただいたという認識をしております。

まず、食材の関係ですけれども、私もコットンサミットに寄せていただいて、夜のレセプションは行けなかったのですけれども、1点、県のイベントでは割合、奈良県産野菜のPRもさせていただいたり、市町村にもそういう形で、県産食材を使った料理のPRもさせていただいているのですが、なかなか深いところまで浸透していないという実態はあろうかと思っておりますので、その点については重ねてPRをやっていきたいと思っております。

恐らく鹿肉のバーガーであるとか、私も食べましたけれども、こういうものがあるということも、もちろん村からのアピールもしていただかなければいけませんし、我々としてもその間に入った形で対応ができればということも重ねて考えていきたいと思っております。

それと、2点目ですけれども、いわゆる狩猟免許の維持経費といいますか、ご承知のように狩猟者登録税がかかりまして結構経費がかさむと。加えて、狩猟者も高齢になってきて、なおかつ鉄砲だけではなく、わな狩猟の免許も取らなければいけないということになると、年金生活の中でその費用を捻出するのが非常に大変ですという実際の声も聞いております。その点は、一定の、減免措置はあるのですけれども、何とか軽減できるように、農林部としてもその点は働きかけていかなければいけないという認識はしております。以上でございます。

○岡委員長 いいですか。

○森川委員 1～2点、さっきの台風18号のときに吉野郡の旅館で孤立されて、当座の間、身動きができなかったという話も聞いているのですけれども、その後の旅館の風評というか、影響があったのかなかったのか、宿泊客の変動は大まかにあったのかどうか教えていただきたいのが1点あります。

それと、平成26年4月から消費税の増税があります。そういう増税に対して、企業なりまた雇用対策に本当にどれぐらいの影響があるのかということで、今後県として、平成26年度の予算計上に当たって企業の対策なり雇用対策を今考えておられることがあれば少し教えていただきたい。

というのが、4月1日から全国的にこの消費税の加減で、企業の売り上げ自体が下がる場合があります。そういうときに、どのように県として企業を守っていくのか、また対応していくのかも踏まえて考えておかなければならない。それはやはり雇用につながる問題

で、企業が体力をなくしてくれば反対に企業の雇用力が弱まると。奈良県の雇用対策としてやはり何らかの形で取り組んでいかなければならない、そういう意味での、調査も今後していただきたいし、また4月1日からの経営動向というか、経営予測というのも踏まえて考えていかなければいけないのではないかと。

商業、工業、林業者、全てのところに消費税がかかってくるということで、そういうことを考えておられれば教えていただきたいし、なければ要望として、今後、予算計上のときに、4月1日からどのように奈良県の企業を、また雇用を支えていくかということを重点的に考えていただきたいと思います。もしお答えできる分があればしていただいて、なければ要望とさせていただきます。

○中産業・雇用振興部長 まず、吉野郡の紀伊半島大水害における観光業がどうかということで、先ほどの資料「紀伊半島大水害 復旧・復興の現状と取組」を見ていただきましたら、32ページに宿泊客数の動向等がございます。そういった中では、被災直後は平成23年9月から11月に大きく減少したと、その際には交通遮断とかいろいろな条件があつて行けなかった。それに対しまして、動向というのは、南部東部振興課もしくは観光局が直接的な所管になるのですが、その後、33ページにも書いてございますが、プレミアム宿泊旅行券を発行して観光客誘致にも取り組んでまいりましたので、逆に今、32ページの資料を見ていただきましたら、被災前よりも観光客はふえたという状況にあるということは観光局でも話をされております。そのときに風評被害等の影響がどうであったのかというのは、直接所管でございませぬので、観光局にもその旨を私から話をさせていただいておきたいと思っております。

○前阪産業政策課長 消費税の引き上げに関して、平成26年度に何か新しい政策を考えていないかというご質問でございますけれども、消費税の引き上げは、本会議で知事が申し上げましたように、社会保障の安定的な財源確保の点から避けて通れないものと考えておりますけれども、一方で消費者の購買意欲を減退させるという面は確かにあろうかと思っております。

現在と経済情勢が違いますので一概には比較できませんけれども、平成9年に消費税が3%から5%に引き上げられた際には、本県のGDPに対して少なくとも2年間はマイナスの影響があつたと考えております。具体的には、消費税増税直前の平成8年度のGDPは駆け込み需要で4.2%上がりまして、その後、平成9年にはマイナス1.1%、翌平成10年にはマイナス0.6%と押し下げられ、平成11年にようやく2.3%のプラス

に転じております。当時と状況は違いますけれども、こういった消費の減退というのが考えられますので、例えば現在、県内消費拡大のために平成22年から取り組んでおりますプレミアム商品券は非常に経済効果も検証できておりますので、今回の税率引き上げ局面における消費喚起対策として有効ではないかということは考えております。

他方、奈良県は中小企業が非常に多い県でございますので、税率アップ分の消費税転嫁拒否対策も重要な課題と考えておりまして、産業・雇用振興部に相談窓口を設置いたしまして、企業からの相談に答える体制を整えているところでございます。

また、税率引き上げによりましてやはり中小企業は非常に影響を受けますので、産業振興総合センターにおきまして、技術開発やブランド化を中心とした高付加価値化、国内外への販路拡大といったものを支援していくことによりまして売り上げ増につなげていきたいと考えております。

また、10%という話もございますので、中長期的な観点から奈良県経済産業雇用振興会議を開いておりますので、そこで消費をテーマに、どうしていったらいいかということを中心に議論していただきまして、その議論を踏まえながら奈良県らしい、ふさわしい経済対策を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○森川委員 観光局との関係はあると思うのですがけれども、宿泊施設も企業の一つだと受け取っておりますので、今聞かせていただきまして、いろいろな風評被害が、食にしろ、宿にしろ、あるいは閉じ込められたという話が出ればやはり減退したりするので、それは旅館という企業の減退につながるのだと認識しているので、その方面は観光局とまた話をします。

消費税の導入が確定して平成26年4月1日から始まると。始まった中で林業者にしろ、製造業にしろ、工業にしろ、全体的に消費税が上がって物が落ち込むと。先ほども答弁で答えていただいたように奈良県は中小企業が特に多い。そういう職にしても、全般的に落ち込むわけです。それをある程度、今後予測をしていただいて、4月1日から始めるのはやはり遅いのではないかと。平成26年度予算をこれから組み立てられる間に予測をつけて、企業がどれだけ消費税に対して落ち込むのか、期間は3カ月なのか、半年なのか、1年なのか、それだけ奈良県の中小企業の体力があるのかないのか、そういうことを県として今後調査をすべきだろうと思うし、それに対しての対応は、平成26年度の予算を組まれる、これから3月に予算提出されるまでの間に対応すべきではないのかと。これは企業だけではなく林業者もそうです、農産物をつくっているところも全部そうです。だから、そうい

うところ辺の、今後4月1日から始まる増税に関して、何らかの県としての全体的な調査をしていただきたいと思います。

県内企業者がどんどん倒れていって、就職先がなくなることは一度に雇用の体制が悪化すると、また、営業が落ちればすぐに雇用減につながるわけですから、できましたら県全体として平成26年度の予算計上のときにやはり何らかの対応、救済措置を、また雇用されている方にも何らかの影響が出てくると思うので、そういうことも踏まえてできましたら考えていただいて、また調査も今後していただきたいと思いますと質問させていただいて、要望という形でさせていただきますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○和田副委員長 今、消費税の話が出ました。先ほど消費税のことを念頭に入れながら、付託議案の中で具体的にいろいろお尋ねしようかと思っていたのですが、皆さん方かなり質問されておりますので、今この機会に別の切り口で質問を1問だけさせていただきます。

これは、産業・雇用振興部、あるいは農林部、両方にまたがる問題でございますが、奈良県内の企業規模は中小零細企業が圧倒的と、80%以上はそうだという数字が示されておりますけれども、この中小零細企業の皆さん方の中でも製品の内容は工業製品であるとか、2次製品であるとか、あるいは農産物品であるとか、最終のでき上がる製品はいろいろな形がございますが、私はもっと違った切り口でこの産業対策をやることもできるのではないかと。例えば各市町村で、我が町の、我が市の自慢できるブランドということで、いろいろと市町村は出しているはずですが、例えば桜井市であれば木材製品、あるいはそうめん、上げれば幾らでも切りがないです。そういうものが、各市町村で自慢にしている特産物があるはずですが、この特産物には靴下もあれば、工業製品の半製品だとか、そんなものもいろいろあるはずですが。

だから、これがうちの自慢ですという特産物が市町村の中小零細企業でつくられ、そして地元の市町村民と密着した形で製造、消費がされているはずだと思うのです。雇用も含めて、みんなかかわっていると思うのです。そうすれば、今39の市町村がありますから、例えば我が市にはこれだけの地域に密着した特産物、売り出すものがありますというのが仮に10あったとしましょう。そうしたら奈良県内で、平均して10あったら390の品物が出てきます。この390の品物を奈良県として全体を把握しているのかどうか。市町村の問題ではなくて県として県の経済を活性化することから考えるならば、市町村が生み出している特産物、ブランド品、こういったものをしっかりと守っていくことが非常に重要ではないか。こういう切り口で迫ることも重要だと思うのです。

確かに特化して新製品を一生懸命に開発していこう、6次産業化で新しいものをつくっていこうということは、とても大切なことです。新産業興しをやっていく、エネルギー産業でもやっていこうとか、いろいろなやり方がありますが、まずは現在、市町村が抱えている生産、あるいは完成品である商品、そして消費がうまく循環するように守っていかなければいけない。消費税が5%から8%に、2年後には10%になるわけです。1万円の商品が1万500円で買えておったのが1万1,000円になってしまう。消費不況が起きるのはもう目に見えています。

そういうことから尋ねるのですが、この市町村でPRされている特産物について県として全体が把握できているのかどうか、これが1つ目です。2つ目は、この中でも斜陽産業となってきたものもあるわけです。これから成長する産業もあるはずけれども、その辺の仕分けができて、それぞれに対して個別にうまく対応できているのかどうか。この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○中産業・雇用振興部長 なかなか手厳しいというか、シビアな質問をいただきました。現実的に今、和田副委員長がおっしゃった、例えば県内の工業製品、いろいろな産業界のものは私どもも、半製品、完成品といったものが例えば現実的にどれだけの売り上げがあって、どれだけの販売力があるとか競争力があるかについては正直なところ、詳細を私どもも十分につかみ切れていないのが、現状でございます。そういった意味では、産業振興総合センターになって、販路も売れるものづくりというところで、今まさに今年度からしっかりと取り組むということで方向性を持って、県内の企業にも出向いて行って、いろいろな状況なりを確認した上で、私どもとしても一つの奈良県の産業、奈良県の工業というのは一体何かをしっかりとまとめていきたいと思っております。

今、和田副委員長がおっしゃった、例えば市町村のPRすべきものは、農産物なのか、林産物なのか、工業製品なのか、土産物なのかという幅広い部分があるかと思えます。今、一例で申し上げますのは奈良県産の工業製品はどんなものか。中には、先ほど今井委員がおっしゃった大和高田市でしたらコットンとか、そういったものはコットンサミットとかも開かれて、状況としてPRをみんなでやろうということは承知をしておりますし、そういったもので県内の、例えば北葛城郡広陵町でしたら靴下の一大産地で、売り上げも日本一のところもございますので、そういった意味での製品はありますけれど、それ以外の地域には一体何かあるのかということについては、今申し上げたようにしっかりと把握に努めて行って、例えば県としてどれだけのことを支援できるのか、関係する団体、

業界としっかりとコミュニケーションを図らせていただきながら、今後のいろいろな支援の方策等についてもしっかりと見てまいりたいと思っておるところでございます。

それと、その中で、例えば先ほど2つ目の質問で、斜陽産業を一つの例で挙げられて、そういう仕分けをするのも、まずは情報をしっかりと持って、例えば必要な支援、援助はどういうところにあるのかをしっかりと話を聞いて、今後の施策に反映していきたいと思っております。以上でございます。

○福谷農林部長 今、産業・雇用振興部長からも話がありましたけれども、実は今井委員が先ほど言われたように、先日、広陵町のコットンサミットに行ってきました。綿づくりですけれども、その綿はどこでつくっているかという耕作放棄地で作っておられます。産地としてそれを製品化していくということで、そういった意味では、いわゆる農業部分から産業分野にスムーズに移っていく、当然原料があるわけですからそのようになっていくということで、和田副委員長が言われたように、そういうつながりがあるということを改めて意識をさせていただきました。

これもご承知のように、食のイベントをいろいろさせていただいております。当然、地元商工会と連携をとったり、市町村と連携をとったり、それについても現実問題としては、市町村によっても温度差があるという状況にもあります。

その中で、これは時間もかかるかと思うのですが、今、農林部内でいろいろ相談をしていますのは、実際に首都圏への販路拡大なり、食のイベントなりいろいろやっておるわけですが、その中で、改めて農業振興という視点に立って、それぞれの方にご意見を伺って、課題整理を一度しないといけない。その中で今後の進む道を模索していかないといけない状況にも来ているのだろうということも考えているところでございます。今、和田副委員長からそういうご質問をいただいて、改めてその課題整理についてやっていかないといけない。当然、そういうことになれば関係部局とも連携をとる形になってくると思っていますので、そういう対応も農林部としてはやっていきたいと考えております。以上でございます。

○和田副委員長 各課の皆さん、今の福谷農林部長のご発言を、きちんと聞いていただいていたとは思いますが、市町村のPRする特産物、これが皆さんに紹介する我が町のすばらしい商品ですと、こういう形で紹介されるものは、斜陽であろうが、成長であろうがとにかくそれは現在ある、いわば価値を持ったものであり、これは強みだと思うのです。強みのある商品、それはその地域できちんと根づいているわけだから。これがもしも、これ

からどんどん衰退していくのをただ眺めているだけならば、その商品が消えていくに従って、売れ行きが落ちるに従ってその企業はだめになるし雇用もだめになっていく。消費はもちろのことだめ。そうすれば、現在あるそのような特産物、地場産品を大切に守っていくということが非常に重要ではないか。その地場産品を守っていくのは、何も地場産品を守ることが目的ではなくて、その後ろに控えている製造、生産、そして消費、それから観光客が来たときに売り出せるように、そういう意味でこれは大変重要だと思います。

ですから今、売れ筋のもの、売れる物づくりを今一生懸命に取り組んでいると、これは先ほども言いましたように大切に、そしてまた林業でも新しい6次産業化ということで目を向けてやるのも大切。それらは大切だけれども、これからコミュニケーションを図りますとか地場産品を把握していきます、ということをはっきりおっしゃいましたので期待をいたします。しかし、それは私が指摘するまでもなく、県内市町村のそういうものを把握しながら、奈良県内の中小零細企業がつくっているものにも直結しているわけだから、まさか北海道までこの奈良県がつくっている品物が届いているのは少ないでしょう。本当に地元密着、地産地消の県内経済、自立経済をどう高めるかという観点からこの問題は真剣に取り組んでいただきたい。

いい条件を持っていることを生かしてこれから頑張っていただきたい。そういう意味では縦割りが物すごく弊害になります。マーケティング課と産業振興総合センターがしっかりと手を組んで、プロジェクトを立ち上げるぐらい、市町村の特産物、地場産品を応援できるような取り組みをしていただきたい、とお願いして、私の質問、要望にかえます。

○岡委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記さないこととなっております。

日本共産党は反対討論をされますか。（「はい」と呼ぶものあり）

では、よろしく願いしておきますね。

では、議第107号については委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いをいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れでございました。